

APNIC45以降に提案されたポリシーについて

2018年6月19日
JPOPF-ST

APNIC45以降に提案されたポリシー

提案番号	概要
Prop-124 IPv6アドレス再割り当ての定義の明確化 Clarification on IPv6 Sub-Assignments	現在のIPv6ポリシー文書はIPv4のポリシーを元に作成されたため、Point to PointのリンクアドレスやVPNのトンネルアドレスにアドレス単体では無くIPv6プレフィックスが割り当てられることについての考慮がなされていない。 またホットスポットや企業内での持ち込みPC(BYOD)に対するアドレスの付与といった、不特定多数へのIPv6プレフィックスを割り当てる例も数多く存在する。さらにRFC8273により単一のインターフェースで複数のIPv6アドレスを使用することが可能な上、同一プレフィックス内のアドレスを複数のVMで使用することも可能である。 このような実態に即し、IPv6アドレスの割り当てについての定義を明確化したい。

以下のように“Assigned address space”の定義を変更する

原文書	変更文書
Assigned address space is address space that is delegated to an LIR, or end-user, for specific use within the Internet infrastructure they operate. Assignments must only be made for specific, documented purposes and may not be sub-assigned.	Assigned address space is address space that is delegated to an LIR, or end-user, for specific use within the Internet infrastructure they operate. Assignments must only be made for specific, documented purposes and may not be sub-assigned. The fact that a unique address or even a unique /64 prefix is non-permanently provided to third parties, on a link operated by the original receiver of the assignment, shall not be considered a sub-assignment. This includes, for example, guests or employees (devices or servers), hotspots, and point-to-point links or VPNs. The provision of addressing for permanent connectivity or broadband services is still considered a sub-assignment. Only the addressing of the point-to-point link itself can be permanent and that addressing can't be used (neither directly or indirectly) for the actual communication.

以下のように“Assigned address space”の定義を変更する

原文書	変更文書
割り当てとは、IRがエンドユーザに対し、割り振られたアドレス空間の一部または全部を、エンドユーザのネットワークで利用するために分配することである。また、IRが内部のネットワーク用として使うときも、そのアドレス空間は割り当てられたアドレス空間と呼ばれる。 割り当てられたアドレス空間は、エンドユーザが申告した特定の目的のためにのみ使用されるものであり、さらに割り振りや割り当てされるものではない。 ➤ JPNICにおけるIPv6アドレス割り振りおよび割り当てポリシー「2.6. 割り当て」 https://www.nic.ad.jp/doc/jpnica-01230.html	(同左) 一意のアドレスやプレフィックスが大元の組織から割り当てを受けた第三者により一時的に割り当てられた場合、これを再割り当てとみなさない。 これには例として従業員のデバイスやサーバーに対する割り当てやホットスポット、Point-to-PointリンクアドレスやVNPも含まれる。 固定回線やブロードバンドサービス用途のアドレス付与は再割り当てとみなされる。 Point-to-Pointリンクアドレスは固定割り当てであるが、そのアドレス自体が実際の通信に使用されないため再割り当てとはみなされない。

ご質問・ご意見

- 本提案へのご意見、質問事項等ありましたらご発言お願いいたします。
- APNIC sig-policy MLやAPNIC46のPolicy-SIGにて日本のコミュニティからの意見として紹介させていただきます。

Japan Open Policy Forum